

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	備 考
西武建設株式会社	埼玉県所沢市くすのき台1-11-1	

2. 指名停止措置期間 令和5年9月19日～令和5年12月18日(3か月)

3. 指名停止措置の適用範囲 工事

4. 事実概要

西武建設(株)は、建設業法(以下「法」という。)第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。これらのことにより、同社は国土交通省関東地方整備局から令和5年7月21日付けで、法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた

5. 指名停止理由

「土浦市工事請負業者等指名停止等措置要綱」(平成11年3月31日告示第22号。以下、「指名停止等措置要綱」という。)第2条 別表第2第14項に該当

別表第2(第2条、第4条-第6条、第8条関係)

贈賄、談合及び不正行為等に基づく指名停止措置基準

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 14 有資格者が、建設業法第28条の規定に基づく次に掲げる監督処分(同条第1項第1号、第2号又は第3号に該当し、監督処分を受けたときを除く。)を受けたとき。 (1) 指示処分を受けたとき。	当該認定をした日から2月以上6月以内
(2) 営業停止処分を受けたとき。	当該認定をした日から3月以上9月以内

問 い 合 わ せ 先

土浦市総務部管財課契約検査係
土浦市大和町9番1号
電話 029-826-1111 (内線) 2226・2227